

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年8月17日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500080 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500020 号

## 第 1 結論

昭和 54 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 7 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、20 歳当時、厚生年金保険に加入していない事業所に勤務していたため、母親から国民年金に加入するように勧められ、A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、以降は定期的に銀行で納付書により国民年金保険料を納付した。

私が多忙なときは、姉や銀行に勤務していた私の友人に国民年金保険料の納付を頼んでいた経緯があるので、三姉及びその友人に証言をお願いしている。

また、昭和 61 年 1 月に B へ転居する前に勤務していた事業所 (C 事業所。現在は D 社) から源泉徴収票をもらっていたので、源泉徴収票について確認してもらえば、当時、私が国民年金保険料を払っていたことは分かるはずである。

請求期間当時所持していた A 市の住所が記載された年金手帳と平成 9 年に送付されてきた新たな年金手帳の 2 冊を持っていたが、平成 19 年頃、古い年金手帳は要らないと思い廃棄したが、国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 54 年 \* 月に 20 歳に到達した後、A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、以降は定期的に銀行で納付書により国民年金保険料を納付しており、当時、A 市から送付されてきた同市の住所が記載された年金手帳を所持していたと陳述している。

しかしながら、日本年金機構 E 事務センターは、昭和 54 年 \* 月から昭和 61 年 3 月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、請求期間当時、A 市において、請求者に対して国民年金手帳記号番号の払い出された事跡は見当たらない旨回答している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムを確認したが、請求期間当時、同市において、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できないことから、請求者は、同市において、請求期間に係る国民年金保険料を現年度納付することはできないと考えられる。

また、請求者が現在所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、F 年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿 (管理簿) 及び当該記号番号の前後の任意加入被保険者の加入日から、昭和 61 年 3 月以降に B 市 G 区において払い出されていることが推認できる。

なお、請求者が、自身の国民年金保険料の納付を依頼していたとする請求者の三姉及び請求者の友人に照会したが、請求者の請求期間における国民年金保険料の納付額及び納付状況についての具体的な陳述を得ることはできない。

さらに、請求者が勤務していたとする D 社は、請求者の源泉徴収票を保管しておらず、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)

はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500101号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500021号

## 第1 結論

昭和46年4月から昭和49年2月までの請求期間及び昭和49年5月から昭和50年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年4月から昭和49年2月まで  
② 昭和49年5月から昭和50年11月まで

年金記録問題が発生した頃、年金事務所へ行き、年金記録を確認したところ、請求期間における国民年金保険料の納付記録が確認できない旨の回答を受けた。

請求期間①については、母がA区役所の国民年金窓口で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

母がA区役所で私の国民年金保険料を納付する時に3回ほど同行したこと、及びBの専門学校に入学した後に、アルバイトで得た給与の中から5,000円を母へ国民年金保険料として送金し納付してもらったことを記憶している。

請求期間②については、当該期間当時、Cで働いていたが、母親から今まで納付した国民年金保険料がもったいないから、私の国民年金保険料を納付してくれる旨の連絡があったことを記憶している。

請求期間①及び②について、いずれの期間も未納期間とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたとする請求者の母親は、国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付していることから、請求者の母親の納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求者の母親がA区役所で請求者の国民年金の加入手続きを行った旨陳述しているところ、日本年金機構D事務センターは、E市において、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない旨回答している。

また、請求者のF市G区に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者が所持している年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和63年5月13日に払い出されていることが確認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、当該払出時点において、請求期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、請求者の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親は、既に他界しているため、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況について、具体的な陳述を得ることができない。

なお、請求者が提出した請求者の母親の家計簿にあったとするメモの一部には、「昭和47年

Hから年金代金として五千円送ってくる。(後日、役所へ支払)」と記載されていることが確認できるものの、前述のとおり、請求者の母親は既に他界しており、当該メモの記載内容に係る陳述を得ることはできない。

また、請求者の母親が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500066 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500041 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月 26 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 8 月 10 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 2 月 26 日付けで A 社 B 支店から同社本社（適用事業所名称は A 社）に転勤し、昭和 52 年 10 月末に退職するまで継続して勤務していたが、国の記録では、A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 51 年 10 月 1 日、資格喪失日は昭和 52 年 8 月 10 日と記録されていることに納得できない。

これまでにも総務省年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、C 証明書等の資料を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において A 社本社の従業員として勤務していたことを証明する資料として、当該事業所が発行した「C 証明書」の写しや領収証の写し等の資料を提出している。

しかしながら、前述の証明書における証明書有効期間欄には、「52 年 6 月 15 日から 52 年 8 月 31 日まで」と記載されているが、この有効期間は、証明書の有効期間を示すものであって、請求者において、A 社本社に勤務していたことを直ちに示すものではない。

また、請求者の A 社に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和 51 年 2 月 25 日付けで離職した後、同年 10 月 1 日付けで同資格を取得し、昭和 52 年 7 月 25 日付けで再度離職したとされており、請求期間①及び②においては確認できない上、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 51 年 10 月 1 日、同資格の喪失日は昭和 52 年 8 月 10 日であることが確認でき、これらはオンライン記録と一致している。

さらに、請求者から提出された領収証等の資料からも、請求者が請求期間において、A 社本社に勤務していたことを確認することはできない。

加えて、請求者は、請求期間①及び②における就労形態について、A 社の会長から直接指示を受け、単独で業務を行っており、同僚もいなかった旨陳述しているところ、当該会長は既に死亡している上、請求者を記憶している元役員は、請求者の就労形態については請求者が陳述しているとおりであったとしているものの、勤務期間については不明であると陳述しており、

請求者の請求期間①及び②の勤務実態について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社が適用事業所に該当しなくなった時点において事業主であった者は、事務所を閉鎖した時に同社に係る資料は全て処分した旨陳述していることから、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の事実について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。